

広 資 料 第 4 4 号  
令 和 4 年 4 月 2 2 日  
総 務 部 防 災 安 全 課  
市 民 情 報 提 供 資 料

災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関する協定締結について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

## 災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会（以下「乙」という。）は、災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、武蔵村山市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害時」という。）が発生した場合において、武蔵村山市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動における妊産婦及び乳児に対する乙の支援及び協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、妊産婦及び乳児に対して支援を実施する必要がある場合は、乙に対して乙の会員から構成される助産師会班の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、助産師会班を編成した上で避難所・緊急医療救護所等に派遣し、次条に規定する支援及び協力を行うものとする。

### （支援及び協力の内容）

第3条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号に掲げる事項について支援及び協力をするものとする。

- (1) 避難所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面のケアを行うこと。
- (2) 緊急医療救護所等において医療救護活動を行うこと。

### （費用弁償）

第4条 前条に規定する支援及び協力を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
- (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

2 前項の規定による費用弁償の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

### （従事者の災害補償）

第5条 甲の要請により、乙が行った支援及び協力に従事した乙の会員（乙への協力者を含む。）が、当該支援及び協力に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該支援及び協力に従事する者が他の法令により療養

その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、第3条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定が満了する日の3箇月前までに甲及び乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月22日

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

甲 武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰 大



東京都昭島市中神町2丁目32番地10

乙 公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会

会長 大久保 富士子

